

警報等発令時における訓練の取扱いについて

1 アビリティコースの取扱い

(1) 当日の訓練を中止する場合

当日において、次の①又は②に該当する場合、原則として、当日の訓練を中止します。

①宮崎県北部地域に「特別警報」が発令されている場合

②延岡市土々呂町6丁目又は櫛津町において『避難指示』が発令されている場合

(2) 当日の午前中の訓練を中止する場合

当日の午前7時の時点において、次の①に該当する場合、原則として、当日の1時限目から3時限目までの訓練を中止します。

①宮崎県北部地域に「暴風警報」と併せて「大雨警報」又は「洪水警報」が発令されている場合

(3) 当日の午後の訓練を中止する場合

当日の午前11時の時点において、上記(2)の①に該当する場合、原則として、当日の4時限目以降の訓練を中止します。

(4) 上記(1)から(3)以外に訓練を中止する場合

気象警報又は避難情報等の発令状況等に応じて、交通機関の運行状況や道路状況等を考慮した上で、訓練を中止する場合があります。

2 能力開発セミナー（以下「セミナー」といいます。）の取扱い

- (1) 昼間に実施するセミナー
上記1(1)に準じます。
- (2) 夜間に実施するセミナー
上記1(1)に該当する場合、又は、当日の午後3時において上記1(2)の①に該当する場合、原則として、当日のセミナーを中止します。
- (3) 上記(1)及び(2)以外に訓練を中止する場合
気象警報又は避難情報等の発令状況等に応じて、交通機関の運行状況や道路状況等を考慮した上で、訓練を中止する場合があります。
- (4) 中止した時限の取扱い
原則として、別の日に振替えて実施するものとします。

【問い合わせ先】

訓練課 受講者係
(電話番号)

0982-37-0649